

第三次環境基本計画における重点的分野 「国際的枠組みやルール形成への貢献等の国際的取組の推進」 報告書

1. 現状と課題

急速に進む経済のグローバル化の中で、先進国を中心とする経済活動水準が一層高まる一方で、開発途上国を中心として貧困が進み、人口の急増・都市集中が進んでいます。これらを背景として、地球温暖化、廃棄物の増加、熱帯林の減少、生活環境の悪化などの環境問題が激化し、特に開発途上国では、工業化や貧困に起因する環境破壊により、自然資源に生計を依存する人々が更なる貧困に陥る悪循環が生じています。

このような状況に対して、国際社会は、環境保全を目的とする条約や宣言、計画などを策定し対応を図ってきました。例えば、国連においては2000年のミレニアム宣言等を基に、平和と安全保障、貧困削減と開発、環境等を重視し、主として2015年までに達成すべき数値目標（ミレニアム開発目標；MDGs）を定めました。また、2002年の国連持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）では「ヨハネスブルグ実施計画」が採択されました。持続可能な開発の具体化に向けた行動が直面する課題となっています。この場合、その具体化には、先進国及び開発途上国の双方の課題であることはもちろんですが、先進国と開発途上国という軸だけではなく、地域や国に応じた対応が重要になっています。

このような中において、環境保全に関する国際的な取組に係る各分野での我が国をめぐる現状と課題は、次のとおりです。

（1）国際的な連携の確保や枠組みづくりの分野

（ア）世界的な枠組みづくり

地球規模や地域レベルの環境問題に対応する国際的な枠組みは、環境問題が広がり、深まりを見せていることから、今後ますます重要となっていくものと考えられます。このような取組の中で、我が国は、我が国の経験や国際的な責任も踏まえて積極的な役割を果たすことが課題となっています。

世界的な枠組みに関しては、地球温暖化対策において、京都議定書の発効によって先進国がより実効的な対策を進めることが求められています。また、将来の枠組みにおいては開発途上国を含む全ての国が地球温暖化対策への取組を更に促進することや、G8サミットで我が国が提案し、合意された「3Rイニシアティブ」を受け、廃棄物等の3Rの取組を国際的に広めていくこと、地球環境の状況等の把握のため、国際的な「全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」を着実に実施していくことなどが課題とな

っています。

また、既存の多数国間環境条約は地域的なものも含めると 500 以上にも上るとされ、こうした条約間の連携強化や、特に途上国における実施のための能力構築等が今後の大きな課題となっています。

さらに、2001 年 11 月から始められた WTO 新ラウンドでは、貿易と環境が交渉課題となり、多国間環境条約における貿易制限措置と WTO 協定との整合性などが議論されています。経済の国際化の進展等に伴い、ある国で環境保全上問題となった物がほかの国に流入したり、国内の環境政策であっても貿易や他国の経済活動に影響を及ぼしうることから WTO 協定との整合性が問題となったり、国際的な基準・規格や国際環境政策が国内の環境対策や経済活動に影響を及ぼすという状況が顕在化してきました。このような状況を受けて、世界の環境保全を強力に推進するための、より適切な国際ルール形成がますます重要となっています。我が国の貿易や経済活動、環境政策が他の国々の環境に影響を及ぼす可能性があることも踏まえ、我が国の経験と知見を活かした積極的な貢献と行動が必要となっています。

(イ) 東アジアを拠点とした地域的な枠組みづくり

我が国を含む東アジア地域では、世界経済に占める役割が増大するとともに、環境への負荷が増大していく傾向にあります。すなわち、酸性雨や黄砂、大気汚染、海洋汚染等の現象が国境を越えて広がっていることから、当該地域での適切な環境保全対策を進めることが世界全体の持続可能な社会の実現のためにも不可欠となっています。我が国は、これまで日中韓三ヶ国環境大臣会合 (TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合などにおいて、東アジアの国々との環境政策対話を実施してきていますが、これらを土台として、東アジア地域での環境管理の仕組みの改善に取り組んでいくことが課題となっています。また、地域的な経済連携の枠組みとして経済連携協定 (EPA)、自由貿易協定 (FTA) 等が進展していますが、これらの締結に向けた動きの中では、環境分野における配慮についても議論されています。

(2) 開発途上地域の環境保全のための支援の分野

ODA において、環境問題を含む地球的規模の問題への取組は重要課題の一つであり、持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ (EcoISD) に基づき積極的に協力を進めています。これまで、中国、タイ、チリ、エジプトなど 6 カ国における環境行政の核となる「環境センター」の設置及び同センターへの技術協力等を通じ、途上国の環境問題への対処能力の向上を支援してきました。また、ODA における環境社会配慮について、新たなガイドラインが国際協力銀行、国際協力機構及び外務省で策定されており、今後は、その適用を徹底することが求められています。

支援に当たっては、今後一層の経済成長が見込まれるアジア等の国では、その国の自然的・社会経済的状况に応じた基準策定等環境管理の強化が重

要となっています。他方、アフリカ等の後発開発途上国においては、持続可能な開発の実現と地球環境保全の二つのニーズを的確に見極め、MDGsの達成や貧困対策を念頭においた支援を行う必要があります。

(3) 国際環境観測・研究の分野

環境変化の兆しを早い段階で感知検出し、適切な未然防止策や適応策を講じることが益々重要となっています。このため、国際的な環境保全に関する調査研究、観測・監視及び技術開発については、G8サミットでの我が国の提案により開催された3回の地球観測サミットで取りまとめられ、かつ、G8各国間で指導的に進めていくことが確認された「GEOSS10年実施計画」の実施など、国際的な取組が多数実施されています。また、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)等は、まず統一的なモニタリング手法等技術的な取組のルールから枠組み作りを進めてきているところであり、これらの枠組みを強化・充実していくことが極めて重要となっています。

(4) 国際的取組のための基盤の強化の分野

国際環境協力を担う主体として、様々な特徴を有する民間の役割が増大しており、それを支える施策を国が講じていく必要があります。国、政府系機関、地方公共団体、事業者、NGO/NPO、学術研究機関など多様な主体が連携・協働し、それぞれの力を相乗的に発揮するための仕組みや場の構築が課題となっています。さらに、国際機関や国際的な共同研究での我が国のイニシアティブの発動などに携わる人材が圧倒的に不足しており、その養成は緊急の課題として挙げられます。

2. 中長期的な目標

地球環境の保全は、持続可能な開発を達成するためには不可欠の要素であり、地球のすべての人の共通課題である平和の維持・構築、貧困の削減、健康の維持増進などの解決を図るためにも重要な要素となっています。これを踏まえ、長期的には、地球環境の保全のために、各国の様々な主体が自立的に状況を把握した上で必要な計画を立て、環境の管理に取り組む仕組みを構築し、強化することを目指します。

このため、「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及すること」を中期的な目標として施策を講じていきます。

3. 施策の基本的方向

地球環境の保全と持続可能な開発の実現に向けて各国が協調して具体的な行動を推進するためには、世界的な枠組みづくりを進展・強化することが重要です。今後ともこうした枠組みづくりに積極的に関与する必要があります。

ります。その際、多数国間での枠組み交渉のみならず、欧州・北米等の先進国及び環境への多大な影響が懸念される開発途上国との間での、二国間や地域レベルでの政策対話にも積極的に取り組むことが重要です。

また、環境問題の国際化、経済のグローバル化や貿易ルールの発展等を踏まえ、我が国の優れた技術やノウハウが、世界の環境保全の推進のために効果的かつ適切に活用されるよう、関連する各種のルール形成や国際環境研究推進などに主導的な役割を果たしていきます。

重点的に取り組む地域としては、我が国と東アジア地域との社会的、経済的、地理的な関係、また、欧州及び北米の先進国による国際環境協力との相互補完の観点も踏まえ、日本のイニシアティブとして「東アジア地域」における環境管理の仕組みの改善を進めます。

当該地域では、今後更なる経済成長が予想されることから、我が国が公害問題から得た教訓を共有し、経済実態に即して、汚染者負担原則、予防的な取組方法の考え方等を十分に考慮した適切な対応がなされるよう、各国に働きかけていきます。その際、東アジアの国々の環境や経済社会の状況に応じて、政府のみならず事業者、市民、国際機関等多様な主体とのパートナーシップの下で取り組んでいきます。

また、東アジアの国々が地球温暖化など世界的な取組が求められている課題に積極的に取り組むよう、我が国がリーダーシップを発揮していきます。さらに、東アジア地域での取組を突破口としてアジア太平洋や全世界での取組を進めていくことにつなげていきます。

4. 重点的取組事項

(1) 国際的な枠組みの構築・強化

環境保全の取組に関する国際的な枠組みへの関与において、国際約束が相当程度形成されている分野については、その実施に今後とも一層取り組むことはもとより、既に構築されている枠組みのさらなる活用や、枠組み間の連携の強化にも主導的役割を発揮していきます。その他の分野については、必要に応じ、まず、政策対話や共同の調査研究のルール作り等の基礎を築く段階から役割を果たすことを含め、我が国の経験や技術を活かして枠組み作りに積極的に関与し、国内施策との連携も図りながら積極的に取り組みます。

貿易と環境に関する世界的枠組みについては、我が国の方針を一層明確にしつつ、世界的な貿易協定の中での貿易と環境の相互支持性の確保に関する議論に参加するとともに、我が国は、EPA/FTAを含む貿易自由化に伴い生じる環境面でのプラスの影響（環境上健全な物品の国際的普及等）を最大化し、マイナスの影響（天然資源の過剰利用による枯渇等）を防止するよう努めます。

また、環境保全に関する我が国の進んだ技術やノウハウを国際的に活かしていくとともに、環境規制や環境対策の効果的な推進に大きな影響を与

える国際標準の形成において、既に議長国となっている国際電気標準会議（IEC）の電気電子機器の環境配慮に関する技術専門委員会（TC111）等において積極的に役割を果たすとともに、国際標準化機構(ISO)や IEC において環境に関連する内容を持つ各種の委員会においてより多く幹事国や議長国等の役割を務め、また積極的に提案を行っていくなどの主要な役割が果たされるよう取組を進めます。

東アジアの国や地域単位の政策対話及び個別分野でのネットワークを通じて、当該国・地域の環境の状況、環境管理能力、環境保全上の課題やニーズを把握し、共通の目標や計画の策定、共同で実施するプログラムの作成・実施などの国際環境協力を進めます。例えば、3Rを通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための「ゴミゼロ国際化行動計画」を着実に実施し、東アジア循環型社会ビジョンの策定等を進めます。また、関係諸国との意見交換を通じて、地域における包括的な国際環境協力の枠組みを構築することを目指します。

（２）開発途上地域の環境保全のための支援

東アジアのみならず、アフリカ等他の開発途上地域についても、環境保全のための支援を進めます。その際、環境にかかる組織、関係者の能力を高めるため、環境に関する技術の修得等を含めた人づくりを推進するとともに、制度構築及び機材整備などに対する協力を行います。また、開発途上国による自らの能力向上を目指して、長期的な視点から協力を行う対象を選定するとともに、優先分野や対象方針などの決定及び事業実施への関係者の参加、行動能力を高めるための共同作業に加え、環境、経済、社会を広く対象分野とした持続可能な開発に関する教育を通じ、広く国民等の環境意識の向上を図るなど、準備の過程も重視した協力を推進します。

（３）国際環境観測・研究の推進

環境に関わる科学的知見を充実し、その成果を基盤として国際的な共通認識を形成することで、国際的な取組に関する合意形成を推進し、政策形成及び実施を進めます。そのために、我が国の国内で行う国際環境研究の成果の充実・強化を図ります。また、「GEOSS10年実施計画」に基づき、同計画実施のための国際的組織として設立された地球観測に関する政府間会合(GEO)において、執行委員国や構造・データ委員会の共同議長国を務める等、GEOSS構築に向けた取組みを積極的に進めます。

さらに、関係諸国間と共同で、環境情報・データのネットワーク作りの継続・拡充に取り組むとともに、「アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)」など既存のネットワークの相互の連携強化を図ります。さらに、国内外の関係者間の連携を強化し、3Rに関する国際的な研究ネットワークを構築するなどを通じ、地球環境保全に関する国際的な調査研究への積極的な参画や、具体的な環境保全プロジェクトの形成にも貢献しうる、国際

共同研究及び研究ネットワークの整備を進めます。

(4) 多様な主体による取組の促進

国際環境協力を推進するに当たって、多様な主体がその知見とネットワークを活用して、積極的に取り組むことが期待されています。地方公共団体においては、各国の地方公共団体との協力関係を構築し、自身の環境管理に関する経験やノウハウを活かした人材育成や協力プロジェクトを進めていくことなどが望まれます。また、NGO/NPO においては、社会の環境意識の向上やコミュニティによる身近な環境活動を行うほか、アジア太平洋地域の NGO/NPO のネットワークに積極的に関わっていくことなどが望まれます。事業者においては、自身の事業活動の環境管理に関する情報の公開や相手国の産業団体との交流を行うことなどが望まれます。

さらに、国においては、多様な主体が互いを尊重しつつ意見や情報交換を進め、連携の機会を拡大する方策等を検討します。また、事業者やコミュニティの環境管理能力の向上を図るため、環境技術等に係る情報提供及び環境教育プログラムの開発と実施を進めます。さらに、各主体が、環境保全のための国際的取組を進めるインセンティブを高めるような施策の検討や、関連する政策・制度の整備や相手国の能力構築等を支援していきます。

(5) 体制の整備や基盤の強化

世界的な枠組み作りへの我が国の貢献を可能とする、情報や人材の基盤の整備を進めます。情報基盤の強化については、国際的取組を進める上でのノウハウ・情報や、そのような取組を行う主体にとって有用かつタイムリーな情報を整備し提供していきます。また、多様な媒体を活用して、国際的取組に対する国民の支持と参加を促す情報の発信に努めます。

人的基盤については、特に若い世代が国際機関や国際協力の現場を体験し経験を積んで、長期的に従事できるような仕組みを整えます。また、我が国の人材の活用にあたっては、アジア太平洋地域と関係の深い国際機関への優先的な人材の派遣を図り、また、そのような国際機関には環境関連の専門家の雇用を働きかけます。

5. 取組推進に向けた指標

国際的な取組の推進に向けて、以下を指標として用います。

- ・ 我が国の環境関係条約・議定書の締結数とその履行状況
- ・ 地球環境保全研究政策を支援するための我が国の競争的研究資金の累積予算額とそのうち個別評価が期待通り、もしくは期待以上の研究成果をあげた課題数
- ・ 代表的な国際環境機関で勤務する日本人職員の数

- ・ 人材育成支援のための研修受け入れ人数（累積）
- ・ 国際的取組を行っている NGO/NPO の数
- ・ 我が国の ISO14001 における審査登録件数